

特別課程「公衆衛生特論」

岩永俊博（疫学部） 星 且二（公衆衛生行政学部） 林 謙治（保健人口学部）

平成3年度の公衆衛生特論コースは、これまでの最高の65名を迎えて実施された。このコースは、国および地方公共団体で、公衆衛生に関する業務に従事し、採用後3年未満の医師、歯科医師を対象とし、公衆衛生、保健衛生行政の基礎を教育する課程である。

受講者は、大学卒業後、間もなく行政に入った人や、長い臨床経験を経て行政に入った人、また、職場における役職も、技師、課長、所長と、年齢、経験、経歴にかなりの違いがみられる。そのことは、実施側にとっては、カリキュラムの編成や、講義内容を絞りにくいなどの問題があるが、受講者にとっては、グループ別に討論する場合や、教室以外での交流の機会において、さまざまな意見を聞いたり、体験を参考にすることができ、また、このコースをきっかけとした、末永い交流にとって、幅広い人脈ができるなど、多くの利点を見いだすことができる。

大学の医学教育が、臨床教育に重点がおかれていることや、受講者の多くが臨床経験の後に公衆衛生行政の分野に入ってきたことなどを勘案し、コースの早い時期に、「臨床と公衆衛生活動との相似点、相違点」に焦点を当てたコースの先輩たちによるセミナーを実施した。さらにそれを基にして受講者がグループに分かれて討論し、まとめて全体討論を実施した。この狙いは、ここで出された意見や討論されたことを参加者それぞれが課題として捉え、このコースを受講する際の基調課題とすることであった。

コース修了前には、保健行政の展開を、実際の現場でいきいきと活動を進めている保健所医師、歯科医師に問題提起をしてもらい、それをもとに「それぞれの分野での今後の展開の可能性」を課題としたグループでの討論会と、全体への報告を行いまとめとした。

その間に、さまざまな講師による公衆衛生の概念や歴史、具体的な方法論、保健、福祉、医療などについて

現在の課題や法体系、その基づいた具体的な展開などについての講義、課題討論、実地視察などが用意された。

公衆衛生は、住民の健康をまもるための、公的責任を背景とした活動である。ここで住民の健康とは、WHO憲章にもあるように、単に病気や虚弱がないことだけでなく、身体的、精神的、社会的良好な状態をいい、換言すれば、それは、生き方としての健康、自己実現としての健康として捉える必要がある。さらにそれは、健康という状態を達成目標として考えるのではなく、人の幸福の条件、資源として健康を捉えることでもある。

つまり、疾病予防のための直接的活動だけでなく、疾病発生を促す社会システムに目を向け、その変革を視野に入れた活動を進めなければ、真の健康を住民にもたらすことはできない。さらに、健康を享受し、幸福に生きるべき住民と、その目的を共有し、共に進めていく公衆衛生活動が求められている。

そのように考えると、公衆衛生の学問的背景は、単に医学だけでなく、住民の生活を取り巻くさまざまな分野に広がっていく。

地域での公衆衛生の中心機関である保健所は、広い視野を持って活動を進める必要があり、その中心的役割を持つ医師、歯科医師にはそれぞれの専門性を背景に、さらに広い視野が、今日では要求されている。

そのような今日的意義を背景に実施される本コースの内容は、当然幅広いものになる。さらに受講者には、将来、保健所幹部としてのマネージメントや小集団での討議のリーダーとしての役割も求められている。

このように、重要で、かつ複雑な使命を持った本コースでは、教官と受講生との共同作業として、ここに示したような目的を達成することが大切である。

そのためには教官も、周到な準備をして望むことになるが、受講者もぜひ自己目標を持って参加して頂くことを切望したい。

開講期間：1991年11月7日～12月20日

〈教育報告〉

特別課程「医療放射線監視」

出雲 義朗（放射線衛生学部）

1. はじめに

本研修では、地方自治体において医療監視の業務、とりわけ医療放射線の監視及び管理等に従事している指導的立場の技術者に対して、放射線衛生学の基本及び日常業務に必要な最新の知識や技術を修得させることを、を主な目的としている。

研修におけるカリキュラム編成の基盤は、放射線衛生学部の先輩の先生方を中心とする御努力により、昭和52年度に形成された。以来今日まで、途中断続的に3、4年の休講はあったものの、その基盤に大きな変更はなく、研修は、ほぼ継続的に実施されている。

この間、とりわけ平成元年度及び2年度には、関係法令が大きく改正されたため、この改正に基づく研修の重要性が、一層増大し（なお、2～3年後には新たな法令改正の可能性がある）、2年度までに研修を修了した受講者は、265名に達する。この修了者の大部分は、全国の保健所における診療放射線技師の方々（その総数は、概略1000名）であり、修了者数は全技師数の20%に相当する。

こうしたなか、昨年度は、高崎克彦・医療放射線室長がコース主任を務め、今年度も引続いてその任にあたる予定であったが、誠に不幸にも、6月に急逝した。このため、代わって出雲が、主任に急掟任命されることになった。

本研修に対して、従来、出雲は、インサイダーとしてよりも、むしろアウトサイダーのような感じをもって支援してきたので、急な任務の交代には、当初、いささかとまどいを禁じえなかった。しかし、岩島清・放射線衛生学部長はじめ、副主任・杉山英男・環境放射線室長、及び赤羽恵一・医療放射線室研究員の大きな支援や、厚生省保健医療局企画課、健康政策局指導課並びに総務課、とりわけ医療放射線管理専門官・田邊昇・課長補佐の強い支持、さらには、院内外の多く

の先生方の御尽力をいただき、本年度の研修コースを開講することができた。

以下に、研修の概要を報告する。

2. 研修概要

1) 研修期間：平成3年11月7日～12月17日。

2) 受講生(定員25名)：北は福島県から南は福岡県の各保健所において、医療監視にあたっている16名(24～53才の男子)で、このうち、15名は診療放射線技師の免状所有者であり、その他1名は第2種放射線取扱主任者の免状の所有者である。

3) 教科目の概要(時間数は180時間)：放射線衛生学、放射線施設・設備、放射線の管理及び計測、並びに関係法令に関する

①概論及び各論(93時間、約50%)

②演習(39時間、このうち24時間は事例研究)、

③実験・実習(9時間、X線、RI等の管理のための計測)、

④臨地訓練、見学等(24時間)、

②標準計測：電子技術総合研究所量子放射部、つくば市、

⑥放射性医薬品製造工場：ダイナボット株式会社、松戸市、

③監視及び管理：国立がんセンター病院、東京都、

④大規模管理：日本原子力研究所東海研究所、東海村、

⑤その他、開講式、閉講式、オリエンテーション、自宅研修等(15時間)である。

4) 研修修了時における受講生の感想及びその評価

①研修の応募動機：半数は自己の意志であるが、残り他は他人の勧めと上司の命令が25%ずつであった。

②研修内容の事前認知の手段：入学案内と他人からの情報が、半々ずつ。

③当初の期待事項：④RIの基礎知識と監視業務への応用、⑥遮蔽計算、③測定技術、①最新情報、

開講期間：1991年11月7日～12月17日

③各県事情、④事例問題の解決など監視の即戦力向上に役立つ知識や技術の修得、などであった。このうち、③については、医用 RI の使用量の増大傾向の一方、物理学的な科目を比較的得意とする受講生が、不得意な科目を克服しようとする期待を示している。

④研修の内容等：まず、カリキュラムの構成については、約50%が「適当」と評価していたが、院外研修の一部（3名）に受講生の期待と実際の研修内容の間に、“ズレ”を感じている。また、関係法令及び実験・実習時間の増加や、一部（1名）に基礎科目全般の内容の平易化を望む意見があったほか、配布資料のサイズの縮小化や統一、見にくいスライドの改善など、教材についての要望もあった。

これらの点については、今後改善の努力をしたい。なお、教授方法として、講義のち→実験・実習→施設見学→評価→再講義、のような形態の提案があった。建設的な提案なので、今後の研修に活かして行きたい。

⑤期待事項に対する充足の程度：上記のとおり、一部の事項については、必ずしも期待どおりではない面があったものの、これと正反対の意見を述べた受講生もあった。また、全体的には「良かった」（4名）、なかには「すばらしかった」（1名）、と積極的に評価する受講生もあって、期待事項はほぼ達成されたもの、と思われる。

⑥その他：期間が長すぎるという意見（4名）の一方、短かすぎるという意見（1名）もあったが、全体としては、前者の方が多かった。なお、寄宿舎については、広さ、明るさ、清潔さ、便利さなど、いろいろな点で満足されていない。関係の方々には、入居者の立場に立っていただいて、今後、できるだけ改善するようお願いしたい。

3. あとがき

受講生の多くは、日常、主として地域住民等の検診業務に従事している一方、放射線に関する専門家として、医療監視、とりわけ医療放射線監視の業務にあたっている。したがって、監視に要請される一般的な放射線の知識や技術は有するものの、日常業務の多忙さもあって、多様な現場に即応可能な総合的な知識や技術は、不足しがちである。

そこで、本研修では、これらの不足に鑑みて、各種基礎知識としての概論から→各論へ→関係法令→実験（践）・実習→多様な事例研究、評価へ、とカリキュラムが編成されている。このため、実践即応型の教科目は必ずしも多いとはいえず、また上記のとおり改善すべき点も少なくはないが、全般的にはその編成方針が活かされて、多様な現場に対応し得る知識や技術の向上は必ずやあったもの、と確信している。

最近における、医用放射線機器の新たな開発や普及、医用 RI の多様な使用方法や使用量の拡大、増加の一方、これら放射線に対する被ばく線量低減のための研究や努力も払われてはいるが、公衆が被ばくする放射線量は、年々増加する傾向にある。被ばくする線量のうち、自然放射線による寄与を除けば、その大部分は（90%以上）医用放射線による、とされている。この低減を旨とし、医療現場の第一線において、法に基づく適正な使用や正当性の指導、監視にあたる監視員の任務はきわめて重い、と言えよう。このためか、受講態度はきわめて真摯であった。

なお、研修修了後の要望に対しては、それこそ、即応できない点も多々あるとは思われるが、その窓口は、放射線衛生学部内にいつでも開かれている。今後益々の活躍を期待したい。

おわりに、本研究に多大な御支援をいただいた数多くの先生方に対して、心から謝意を表しますと共に、今後一層の御協力をお願い致します。

〈教育報告〉

特別課程「水管理工学」

真柄 泰基 (衛生工学部)

水管理工学コースは水管理工学に関する専門的な知識を技術を対象として相当な経験のある技術者を研修の対象として行っている。水管理は水道水源となる公用水域や地下水の保全技術、都市用水を供給するための技術及び生活排水など各種排水を処理するための技術と広範にわたっており、それらを総合的に管理するための技術の在り方を考えることもこのコースの大きな目的としている。

教科内容は、(1)水環境論では、水資源、水環境、水利用及び公衆衛生の間のマッチングに関する最近の理論を扱っており、水循環及び水質保全に関することあるいは水の衛生と保健に関することをテーマとしている。(2)水質制御特論では、水質制御に関する理論及び制御システムに関することを扱っており、水質制御を目的とした水管理計画のための計画手法の理論と実際や環境アセスメントの手法と水質制御における適用をテーマとしている。(3)水処理特論です、水処理に関する最近の理論及び実際面への適用を扱っており、具体的には凝集、フロック形成、沈殿及び吸着という物理化学処理、活性汚泥法等の生物処理あるいは水環境の地域特性や特殊な水質に関連して導入される高度な特殊処理をテーマとしている。(4)水管理システム論では水利用及び排水管理に関する諸問題を扱い、特に水利用及び排水管理に関する諸問題や尿・生活排水や浄化槽に関することをテーマとしている。これらの講義は約4週間、そして残りの2週間を特別研究として実験的な研究あるいは文献調査を行うこととしている。

水管理という総合的な分野を目指しているため、総花的な内容にならないようにするため、衛生工学部の職員や学会活動や厚生省の審議会活動などで相互に意図の疎通が図れる外来講師を教官として当てるようにしている。さらに、講義はそれぞれの分野の最も高いレベルの技術を理解させることを目的としているた

め、教材としては学会誌に掲載された論文を利用するなどしている。研修生もこのような目的と内容を十分理解できる都道府県の衛生研究所等試験研究機関の研究者、水道事業体の技術開発部門等の技術者あるいは都道府県の技術者等が主たる構成である。

研修期間は6週間であり、この期間のうちで、実地見学を行い具体的な水道施設や下・排水処理施設などを視察し、講義内容を現場で確認することとしている。今回のコースでは茨城県のお世話になり、霞ヶ浦や鹿島臨海工業地帯にある浄水場や製鋼工場あるいは排水処理施設を視察し、多角的に水管理の特性とその問題を抽出することが出来た。

また、講義や実地見学で得たことを研修生が確認したり、あるいは研修を受けるに際して研修生はそれぞれ固有の課題を抱えて研修に参加することを求めているので、この課題をテーマとして実験的な研究や文献調査を行わせることとして特別研究を自主的にさせるようにしている。研修生のレベルはかなり高いので、その成果の多くは水道協会など関連学協会の研究発表会等で発表されている。

平成3年度の特別研究のテーマは、(1)生活排水対策の手法について一生活排水処理施設の整備によらない手法の効果、(2)地下水汚染防止対策についての考察一事業者の費用負担の可能性について、(3)環境水中における農薬の生物分解特性について、(4)水道水中の塩素処理による副生成物について、(5)生物活性炭による浄水の高度処理、(6)限外ろ過、および(7)タイ東北部の都市水道における水質問題と多岐に亙っている。

厚生省では、水道法に定める水質基準を改訂する方向で検討を進めている。これにともない水道水源の保全あるいは浄水処理技術さらには給配水の高度化を多角的に迫らなければならないものと考えられる。したがって本コースは都道府県や水道事業体の技術者にとって非常に有益なものとなるものと確信している。

開講期間：1991年11月7日～12月18日

〈教育報告〉

特別課程「成人病対策」

上畑 鉄之丞 (疫学部)

特別課程「成人病対策」は、従来おこなっていた「循環器疾患予防」と「がん予防」の2つを統合して、平成3年度から新設された医師を対象としたコースである。

〈教育目的〉 高齢化の進行にともない、わが国の死亡動向や疾病構造では、成人病の比重が今後更に大きくなり、がんや循環器疾患、糖尿病などの効果的な予防対策が益々求められてきている。このコースでは、そうした要望に応えるため、これまで別々におこなわれていた成人病対策の特別課程を統合し、それぞれの二次予防対策、共通するリスクファクターに対する一次予防対策、更に積極的な健康づくりについての行政的施策などを、公衆衛生の第一線で活動する保健所医師に、具体的に修得させることを目標にしている。

〈教育内容〉 平成4年1月より1カ月間おこなったカリキュラムを紹介する。受講者は21名。

1. 総論—成人病対策をおこなっていく上で疫学的方法論を重視した。そのため疫学概論を初歩の統計的手法も含めて概説した。

2. 成人病各論—がん、循環器疾患、糖尿病の3つの疾病を対象に、最新の研究動向をそれぞれの専門家により概説した。主な内容は、がんでは、肺がん、大腸がんの早期発見のための集団検診、前立腺がんのスクリーニング、がん登録事業の動向などを取り上げた。循環器疾患では、心疾患と脳血管疾患の疫学研究的国際動向とわが国の研究と対策の歴史的経過と現状を取り上げ、とくに最新の話題として、わが国の虚血性心疾患の研究動向を紹介した。糖尿病の疫学は、平成元年度以後の厚生省研究班の発足以来、研究が盛んに

なってきたが、そうした成果をふまえて、合併症対策を取り上げた。

3. リスクファクター各論—現場でおこなわれる成人病予防活動に役立たせるため、生活習慣でのリスクファクターと成人病の関連を重点的に解説した。取り上げた要因は、喫煙、飲酒、食習慣と栄養、運動不足、ストレス、肥満などである。

4. 成人病予防活動の実践—具体的施策を展開するための方法論や行政動向を紹介し、研修生相互の討議や実地見学をおこなった。方法論では、情報管理、保健婦活動などを取り上げ、公衆衛生行政では、厚生省から講師を招き、老人保健事業第三次計画、疾病対策研究、余暇利用活動の動向などを概説いただいた。また、鹿教湯温泉病院と佐久病院などで、地域リハビリテーション、老人保健施設、地域の集団健診活動などの実地見学をおこない、医療機器メーカーで最新の集団健診用機器を見学した。更に、がんの終末期医療の講義をおこなった。研修生の討議では、県レベルと保健所レベルでの成人病予防対策を取り上げた。また、民間の予防活動として、日本循環器管理研究協議会と日本心臓財団の活動を紹介した。

〈まとめ〉 研修生の講評はおおむね好評であった。とくに、講師陣に、それぞれの分野の一流の専門家の協力が得られたことが幸いしたと思われる。新しいコースであるため、カリキュラム編成にやや問題点が残り、行動科学概説、小児成人病などの講義、討議時間の増加などの希望が研修生から出された。平成5年度開設の次回コースで検討する予定である。

〈教育報告〉

特別課程「細菌」

本藤 良 吉田洋子 (衛生微生物学部)

1. はじめに

平成3年度特別課程細菌コースを、平成4年1月9日から2月7日まで約1ヶ月間にわたり開催した。本コースの期待する対象者としては、地研(保健所を含む)等において一定年限の細菌検査等の経験をもつもので、かつ現務者を優先とし選考にあたる事にした。今回は、定員20名に対し33名の応募があり、本コースは隔年の実施と言う事も考慮に入れ、実習の最大可能範囲内31名を受講許可した。受講生31名の構成は、衛研関係17名、保健所関係14名であった。男女比では、男性18名、女性13名で年齢は22才から45才であった。

2. コースの目的

保健所あるいは地方の衛生研究所等において、細菌一般検査および公衆衛生分野で細菌に関する調査研究等に関与している職員を対象にして、細菌学の体系的な理解と現状に対応した新しい知見および技術の修得を目的とした。

3. カリキュラムの概要(130時間)

- ①細菌学総論および各論、
- ②感染症、免疫学および疫学(総論と各論)
- ③細菌検査および診断法(総論と各論)
- ④細菌領域における基礎実験法と遺伝子操作法(講義と実習)
- ⑤施設見学(横浜検疫所、理化学研究所:菌株保存施設)

分子生物学的手法の臨床細菌学および細菌検査領域における応用が、現在最先端の一分野をなしている。その応用性を知るには細菌遺伝学の知識が必要であ

り、応用の段階にきている手法にPCR(ポリメラーゼ連鎖反応)法がある。今回この項目に130時間の内26時間をあてて対応した。

4. コース開催と成果

受講生の期待事項(アンケートによる)の主な項目を上げると、1)新知識の修得(20名)、2)遺伝学の基礎とPCR法の修得(20名)、3)他県施設との情報交換(20名)の3点であった。細菌学の体系的な理解と現状に対応した新知識と技術の修得に加えて、細菌遺伝学の基礎知識と分子生物学的手法の今後の応用性を考える所にポイントをおいた本コースのカリキュラム設定と受講生の期待事項とはよく一致し得た事になる。また、本コースの重要な特徴は受講生同志のコミュニケーションの成立である。本コースの受講生はほとんど寮生活を強いられる事になり、各地方の地酒や名物なども加わり、意志の絆は自然に結ばれる結果となった。これは、各地方において現状業務を遂行している受講生にとっての情報交換のネットワークの成立であり、なかなか得難い事と考える。

以上の点においては、本コースの目的を十分達成したものと考えている。しかしながら、今回の受講生は、年齢22才から45才と巾があり経験年数も異なることから、コース内容の一部(特に遺伝学、免疫学)の理解度(難易度)に差が生じたのも事実である。現在の学究の進歩と社会の要求度から考えると、特に分子生物学、免疫学は現場において避けてはとうれない現状にきていることでもあり、今後の対応の一課題としたい。

開講期間：1992年1月9日～2月7日

特別課程「薬事衛生管理」

中澤裕之 森川 馨 鈴木澄子（衛生薬学部）

本コースは昭和62年にスタート、都道府県で薬事監視に従事する薬剤師を対象に、3年連続して1年休むスタイルで実施している。このコースの対象母集団は県の衛生部、保健環境部、保健所に約2500名いる。過去29名、32名、35名と年ごとに応募者も増え、4回目となった本年度は、昨年なかったことも影響して過去最高の応募数となり、定員25名に対し、応募者39名、入学者39名、修業者39名であった。

医薬品製造技術の高度化と国際化という大きな時代の流れに沿って、良質な医薬品を提供することは、薬務行政の中心課題である。医薬品の原料、製造段階からの品質確保についてはGMP（医薬品の製造原料の製造管理及び品質管理に関する基準）が定められているが、その確実な実施には、質の高い査察が不可欠であり、薬事監視指導員にもたゆまぬ研鑽が求められている。本コースも回を重ねる毎に内容も整備されてきたが、今回は平成4年1月9日から2月7日まで開催し、特にGMPを主題にカリキュラムを編成した。即ち、GMPを中心に講義、工場での実地見学（味の素川崎工場、ツムラ静岡工場、日本生薬藤枝工場、三島オリンパス、三菱化成鹿島工場）を行った他、薬事衛生管理演習として、もう一つの重要課題である医薬分業を加えた以下のテーマでグループ研究に取り組んでもらった。その成果は、発表会で披露されたがいずれもなかなかの力作であった。

1. 医薬分業促進に対する行政機関の役割
 - 1) 患者側から見た問題点と対応策
 - 2) 医療機関から見た問題点と対応策
 - 3) 薬局側から見た問題点と対応策
2. 医薬分業体制下における薬局監視指導要領について
3. 原薬GMP（医薬品の製造原料の製造管理及び品質管理に関する基準）（日本）と改訂WHO原薬GMP（案）との比較検討

開講期間：1992年1月9日～2月7日

4. 滅菌工程の査察ポイント
5. ろ過滅菌工程の査察ポイント
6. コンピュータ使用医薬品等製造所査察マニュアルの作成について
7. 漢方GMP
8. 国際化に伴う今後の医療用具GMPについて

今回は、受講者も多かったうえ、全体にカリキュラムに余裕がなく、特に管理演習の時間数が足りなくなってしまう点が残念である。これについては、重複する内容を整理統合するなど質をおとすことなくカリキュラムを見直す必要がある。また、学生は全員薬学の出身者であるが、保健所勤務17名、県庁関係者22名にみられるように、受講生の職場環境や職掌事項、経験、知識に大きな差があり、講義に期待する内容も実に多種多様である。その結果、GMPを中心としたカリキュラム、各講義に対する評価も満足したという人から、内容が高度すぎる、あるいは片寄りすぎるという人までいろいろとなった。今後、コース期間中に一定期間、初級クラスと中級あるいは上級クラスと区分けするか、年によって特定の主題を設定し、予め募集案内する必要がある。『入学案内』に記載のものより詳しい内容で早い時期に都道府県に連絡していくことを心がけたい。

学生数が多かったことも、終わってみれば37都道府県39名の仲間を得たことになり、その収穫は大きかったようである。これには事例報告、管理演習などが学生相互の意見交換の場となった他、寮での生活が貢献しているように見受けられた。

GMP査察をはじめ、薬務行政においては、めざましい科学技術の進展や国際的ハーモナイゼーションの要請等への迅速な対応が求められている。本コースはまだ歴史も浅く、コースのスタイルが定着した状態とはいえないが、以上のような反省点や新たな課題を1回ごとに加えて、今後とも時代の要請にマッチしたコースにしたいと考えている。

〈教育報告〉

特別課程「食品衛生管理」

福原 守雄（衛生薬学部）

1. はじめに

今年度の本コースは平成4年2月13日より3月13日までの1月間にわたり行われた。例年と変わらず定員30名をはるかにオーバーする46名の応募があり、いずれも受講資格を満たしており、かつ来年以降の受講希望者の数も考慮して全員の受講を許可して行われた。受講生のうち自治体派遣が28名、政令都市および特別区派遣が18名であり、年齢構成は27～49歳、平均37.8歳であった。大部分の受講生は保健所に所属し食品衛生監視員としての経験を少なくとも数年以上積んでいるものであった。また受講の動機はほとんどが、職場の上司からの打診で応募しており、研修の内容に関してもかなりの知識をもってきていることや、派遣母体からみて、各自治体において本課程に対する派遣研修が慣行化していることが伺われた。

2. 受講生の期待事項

受講に当り本課程に期待したことは、

1. 厚生省の食品衛生行政における方針を知ること、
2. 食品衛生に関する最新の情報や知識を得ること、
3. 地元にはない食品関連施設を見学すること、
4. 各自治体の食品衛生監視の状況を知り、全国の食品衛生監視員との交流を深めること。

等であった。

3. 教科内容

別表のように、今年度は最近の食品衛生上で問題となっている輸入食品に関する問題や、それに付随してポストハーベスト農薬等、おもに化学物質の問題を中心に講義課目を組んだ。また日常の業務のなかで自ら疑問に思ったり、さらに深い知識を得たいと思っていた問題を集中的にグループワークで調べ、それをまとめて発表する食品衛生管理演習の時間を例年より多め

にとった。実地見学では、最近問題となっている輸入食品に関連して、成田空港検疫所や、世界の食品展が開催されていた幕張メッセを見学した。

4. 実施結果とその評価

講義課目に関しては、いくつかの科目を除いて余り問題がなかったが、参考図書としてあげられたものが最新のものではないものが多かったことなどが指摘された。また各受講生自身の職場で経験した食中毒の事例報告を行う演習ではあまり特殊な例が多くなかったために時間数が多すぎたことが指摘された。

食品衛生管理演習は次のような7課題のグループに別れて行われた。

1. 大規模製造業における自主管理の現状と分析
2. 大規模施設（ホテル）における衛生管理
3. 各自治体における衛生指導基準の実態調査
4. イベント等における食品取扱施設の衛生管理
5. 消費者ニーズと食品衛生行政
6. 輸入食品の現状と問題点
7. 輸入食品の検査状況と今後の展望

この演習では、厚生省、検疫所、ホテル、検査所、食品工場、自然食品農場、消費者団体、店舗等、各グループの内容にそって様々な場所への訪問が行われ、有意義な成果が得られたのみならずグループワークを通して受講生の間での結束も深めることができた。

以上の経過から当初の期待事項に関しては、食品衛生の最新の知識を得ることについては充分とは言えなかったが、厚生省の担当官との直接対話の為の行政セミナーやその後の訪問を通して、厚生省の方針に接することができたこと、更に良き幹事4名に恵まれ、様々な特技を披露してくれた者を含め全員が協力して受講生同士の密なる接触が行われたことから、全国の自治体との交流も充分計ることができた。その結果今回の受講生の同窓会として「四六がまの会」（4人の美女と42人の、がまがエルのように顔はいまいちだが心優しい男性の会？）が発足し、今後の交流が計られること

開講期間：1992年2月13日～3月13日

になった。

今回の研修の反省点として参考図書や、食中毒事例報告演習で指摘された点を来年度は改善し、さらに最も充足度の高かった食品衛生管理演習の充実を更に

計っていきたい。できたら近県からの受講生も含め全員が入寮することができればよいとの意見が出されたことも付記しておきたい。

平成3年度教科内容

科目および講義課題	(時間数)	科目および講義課題	(時間数)
1. 食品と衛生管理		3. 食品の製造, 施設, 流通における衛生管理	
食品衛生管理	(2)	食肉	(2)
食品衛生行政の展望	(3)	食鳥肉	(2)
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	(2)	そ族駆除	(2)
食品衛生と国際協調	(2)	害虫駆除	(2)
2. 食品と衛生対策		4. 食中毒対策	
冷蔵冷凍食品	(2)	最近の食中毒の動向	(2)
特定用途別食品	(1)	食品寄生虫	(2)
即席麺類・添付調味料等	(2)	マイコトキシン	(2)
輸入食品	(2)	衛生教育	(2)
食品添加物	(2)	5. 演習とセミナー	
容器・包装の衛生	(2)	1) 食品衛生管理演習	(35)
飼料添加物と動物用医薬品	(2)	2) 食中毒事例報告	(8)
食品汚染物質	(2)	3) 監視指導事例報告	(8)
食品中の汚染物質	(2)	4) 行政セミナー	(8)
食品と放射能汚染	(2)	6. 実地見学	
化学物質と安全性	(2)	1) 成田空港検疫所	(6)
		2) 幕張メッセ	(2)
		3) 森永製菓, 旭化成大仁, ホテルニューアカオ	(12)
		7. その他	(8)